

税務

経産省、大胆な投資促進税制の創設要望

財政的制約と租税特別措置透明化法の改正が波乱要因に

要約

- 経済産業省が、研究開発税制の「上乘せ部分」をはじめとする令和8年度末に期限切れとなる措置の期限延長及び見直しと、「大胆な投資促進税制」の新設を要望。
- 財政的制約の中での新規大型減税には慎重論も根強く、適用要件や控除水準決定は難航も。立憲・維新が主導する租税特別措置透明化法の改正も波乱要因に。

研究開発税制は令和5年度の適用額が約9,500億円と、租税特別措置の中でも最大規模を占めている。令和8年度税制改正では「上乘せ措置」が期限切れを迎えることもあり、年末の税制改正大綱とりまとめに向け議論の対象となることは既定路線となっていたが、経済産業省は令和8年度税制改正要望で、同年度末に上乘せ部分の期限切れを迎える研究開発税制について、①戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、②大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、③中長期的な研究開発投資を促し、国際的にイコールフットイングな投資環境の整備等に必要な措置、を要望している。これらの要望は、経済産業省に設置されている「研究開発税制等の在り方に関する研究会」による中間とりまとめを踏まえた内容となる。

中間とりまとめには、制度の簡素化・安定化と成長分野への資源集中を二本柱として複数の論点が示されている。その中で特に注目されるのが、国家戦略として重要な技術を対象に高い控除率と控除上限を設定する「戦略技術領域型」の創設だ。戦略技術領域の特定に当たっては「CSTI（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）」とも連携すべきとされているが、経済産業省の「イノベーション小委員会」が今年4月17日に示した中間とりまとめでは、「量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業の研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化」が強調されている。このため、令和8年度税制改正議論では、これらの分野を中心に検討が進められることになるだろう。

また、オープンイノベーション型の強化も求める。具体的には、オープンイノベーション型に、「特定大学等の戦略研究拠点との共同・委託研究」を新たな対象として加え、高い控除率を適用することを要望。加えて、オープンイノベーション型に係る実務を簡素化・軽減する観点から、契約書総額ベースの控除対象化や第三者確認の省略なども併せて求める。

さらに、長期的な研究開発計画を後押しする観点から、かつて存在した繰越控除制度の復活のほか、高度研究人材の活用に関